

競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針

平成 13 年 4 月 20 日

平成 17 年 3 月 23 日改正

平成 21 年 3 月 27 日改正

平成 26 年 5 月 29 日改正

令和元年 7 月 18 日改正

令和 3 年 10 月 1 日改正

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」…競争的研究費の制度を運営し、競争的研究費を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的研究費をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的研究費を獲得した被配分機関においては、それらの競争的研究費に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。なお、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとする。

6. 間接経費の用途

間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な用途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取り扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 証拠書類の取り扱い

間接経費に関する証拠書類については、被配分機関において適切に保管することとする。なお、証拠書類の保管に当たっては、電子データ保管を可能とするとともに、研究者に対し必要以上の証拠書類を求めないよう配慮すること。

9. 執行実績の報告

被配分機関の長は、別表1の主な用途を参考として、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、配分機関に対して府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により配分機関に報告すること。

10. 適用

本対応について、令和4年度以降実施する事業から適用することとする。ただし、配分機関の判断により、令和3年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和4年度以降可能な項目については順次適用することとする。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料)

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備(※)の整備、維持及び運営に係る経費

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機(スパコンを含む)、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(キ) 研究成果展開事業に係る経費

(ク) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態		
	委託費	個人補助金	機関補助金
国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、公益法人、企業、私立大学	委託者から受託者に配分	補助事業者から所属機関に納付	国等から補助事業者に配分
国立試験研究機関等国の機関	受託者が委託者と異なる会計間であれば配分可能	補助事業者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目があれば配分可能	
公設試験研究機関	委託者から受託者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	補助事業者から所属機関への納付を経て都道府県等における予算の審議を経て執行	国等から補助事業者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）

* 留意点： 配分機関により、被配分機関の種類や運用は異なることがある。

競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針 F A Q

このF A Qは「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和３年１０月１日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）について関係者の方々により良く理解していただくため、Q & A形式でまとめて掲載するものです。本実施方針の運用にあたり参考にしてください。

また、随時更新していきますので、本実施方針に関してご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご質問をお寄せいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

参事官（研究環境担当）付

電話：０３－６２５７－１３１４

Q 1. 従前の「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」では間接経費の額を直接経費の30%に当たる額としていたところ、今回の改正により、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとしたのはなぜか。

A 1. 今回の改正は、従来の競争的資金に該当する事業と、それ以外の公募型の研究費である各事業を区分することなく競争的研究費として一本化したことに伴うものです。従来の競争的資金以外の公募型の研究費事業における対象機関には企業が多く含まれており、このような機関等においては、間接経費の導入の趣旨の一つである研究機関全体の機能向上について、大学・研究開発法人等とは異なる考慮が求められる場合もありますので、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとしています。

Q 2. 研究開発等の業務とは具体的にどのような業務を指すのか。

A 2. 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）第二条にありますように、「研究開発」とは、科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいいます。「研究開発等」とは、研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいいます。

Q 3. 大学・研究開発法人等の“等”とはどのような機関を指すのか。

A 3. 配分機関において、研究開発等の推進のため、従来より直接経費の30%に当たる額の間接経費を手当することと判断してきた機関を指します。